

吸収分割に関する事後開示事項

吸収分割会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号 インテグラル・グループ株式会社 (旧商号：インテグラル株式会社) 代表取締役 山本 礼二郎
吸収分割承継会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 2 号 インテグラル株式会社 (旧商号：インテグラル分割準備株式会社) 代表取締役 山本 礼二郎

インテグラル・グループ株式会社（旧商号：インテグラル株式会社）（以下「分割会社」といいます。）及びインテグラル株式会社（旧商号：インテグラル分割準備株式会社）（以下「承継会社」といいます。）は、分割会社及び承継会社の間の 2026 年 2 月 10 日付吸収分割契約書（以下「本件分割契約」といいます。）に基づき、吸収分割を行いました（以下「本件分割」といいます。）。本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026 年 10 月 1 日

2. 吸収分割会社における手続の経過に関する事項

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易分割であり、会社法第 784 条の 2 但書の規定により、同条本文は適用されないため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条及び第 787 条の規定並びに会社法第 789 条の規定による手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易分割であり、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、同条の規定による手続は行っておりません。

分割会社が発行している新株予約権については、本件分割契約において吸収分割契約新株予約権とする定め及び承継会社の新株予約権を交付する旨の定めがないため、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在せず、同条の規定による手続は行っておりません。

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2026 年 6 月 9 日付で官報

にて公告を行うと共に、同日付で電子公告を行いました。分割会社に対し、会社法第 789 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。なお、不法行為によって生じた分割会社の債務の債権者であって、本件分割に関し分割会社に対し異議を述べることができる者は存在しないため、当該債権者に対して各別の催告はしておりません。

3. 吸収分割承継会社における手続の経過に関する事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定により、承継会社に対し、本件分割をやめることを請求した株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

承継会社には会社法第 796 条第 1 項本文に規定する特別支配会社である分割会社以外の株主は存在しないため、承継会社は会社法第 797 条の規定による手続を行っていません。承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定により、2026 年 6 月 9 日付官報にて公告を行いました。承継会社に対し、会社法第 799 条第 1 項に従い異議を述べた債権者はありませんでした。なお、承継会社には各別に催告をすべき知れたる債権者は存在しません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

分割会社は、本件分割の効力発生日である 2026 年 10 月 1 日をもって、承継会社に、分割会社が営む投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業を含むプライベート・エクイティ投資事業並びにこれに主として付随し又は関連する事業（但し、分割会社とインテグラルホールディングス株式会社（旧商号：インテグラル・グループ株式会社）との間の 2026 年 2 月 10 日付吸収分割契約に基づいて分割会社がインテグラルホールディングス株式会社に承継させる自己資金による投資事業及びこれに主として付随し又は関連する事業を除く。）に関して分割会社が有する権利義務を承継させました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日

2026 年 10 月 1 日

6. 上記のほか、吸収分割に関する重要な事項

承継会社は、本件分割に際して、普通株式 980 万株を分割会社に対して交付しました。

以 上